北海道根室高等学校校則（生徒手帳より一部抜粋）

1　身だしなみについて

（1）制服規定

女子の場合	男子の場合
●髪が長い場合は束ねる ●前髪は目にかからない ●ブラウスの第1ボタンが見えないようリボンを締める ●顔の輪郭が全て隠れてしまうような髪型は避ける ●化粧、カラーコンタクト、アイプチは厳禁 ●髪止めの華美なものは避ける ●スカート丈は膝にかかる	●前髪は、目にかからない ●ツーブロック（刈り上げている短い髪が3mm未満）は認めない ●過度にワックス等を付けない ●横は耳が出るようにする ●後ろの髪は、シャツの襟にかからない ●シャツの第1ボタンを締める ●ネクタイは、ワイシャツの第1ボタンが見えないように上げる

男女共通

●爪は短く切り、清潔にする　●靴に名前をはっきりと書く　●ピアス、アクセサリーは禁止

男子制服		女子制服	
上着	・シングルタイプブレザー ・グレー ・背抜きセンターベンツ ・指定エンブレム、指定ボタン ・袖ログローイング付 ・ネームタグ付き	上着	・シングルタイプブレザー ・グレー ・総裏センターベンツ ・指定エンブレム、指定ボタン ・袖ログローイング付 ・ネームタグ付き
スラックス	・チェック柄 ・ワンタックストレート型シングル仕上げ ※ヘその位置にベルトがくるように裾上げをする	スカート	・タータンチェック ・車ヒダスカート（左脇ファスナー・ポケット） ※丈は膝頭にかかっていること
シャツ	・オフホワイト ・角衿レギュラーカラー ・ボタンダウン ※略装は半袖も可	ブラウス	・オフホワイト ・角衿レギュラーカラー ・ボタンダウン ※略装は半袖も可
ネクタイ	・学年別色 ・レギュラータイ	リボン	・学年別色 ・ループ式
ニットベスト	・ニットベスト（任意購入）	・ニットベスト（通年着用）	
	・アイボリー ・襟ライン入り	※女子生徒はニットベストを購入し、通年着用とする。	

(2) 服装に関する留意事項

	男 子 制 服	女 子 制 服
正装	・ブレザー、スラックス、シャツ、ネクタイ着用 ・黒か紺の靴下	・ブレザー、スカート、ブラウス、リボン、ニットベスト着用 ・黒か紺のハイソックスもしくは黒のストッキング（タイツ） ※入学式、終業式は黒のストッキング（タイツ）
略装	・スラックス、シャツ（半袖可）を着用 ・ネクタイを外し、シャツの第1ボタンまでの開襟を認める。 ・ブレザーは着用しなくてもよい	・スカート、ブラウス（半袖可）を着用 ・ニットベスト着用 ・リボンを外し、シャツの第1ボタンまでの開襟を認める。 ・ブレザーは着用しなくてもよい
その他	・〔女子〕指定スラックス着用可（任意購入）。また、スラックス着用時のみ女子の指定ネクタイ着用を認める（スカート時はリボンを着用）。 ・特別な理由で制服を規定通りに着用できない場合は異装届を提出し、学校指定ジャージを着用すること。 ・休業中も制服登下校とする（部活動における登下校は、学校指定ジャージもしくは部活動指定ジャージを認める）。 ・略装期間の目処は、6月から9月までとする。 ・体育授業では指定Tシャツを着用する。※ハーフパンツを着用する場合は、指定ハーフパンツを着用する。 ※正装で臨む行事は、前期始業式、入学式、同窓会入会式、卒業式、修了式とする。 ※年間を通してネクタイ、リボン着用時は、第1ボタンの開襟は認めていません。	

(3) その他の留意事項

頭髪	・パーマ、脱色、染色、変形、加工はしない。 ・地毛、天然パーマ等の先天的な場合は、入学時に確認する。 ・ひげをのばさない。
履物	・校舎内では学校指定の上靴を使用する。 ・上靴のつま先とかかと部分に油性マジック等でわかりやすく記名する。
その他	・化粧、マニキュア、ピアス、指輪、ネックレス、カラーコンタクト、エクステンション、ヘアバンド、その他のアクセサリー等、通常の学校生活に必要がない装飾はしない、持ち込まない。

2　校内生活について

(1) 礼儀正しい言動を心がけ、落ち着いた学校生活を送ること。

(2) 日課表に基づき時間を厳守し行動すること。

(3) 授業中は帽子や外套（ジャンパー、コート、マフラー、パーカー、カーディガン等）および膝掛けを着用しないこと（屋外での体育は除く）。

(4) 登校後は無断で外出しない。外出の際は必ず外出許可願を担任に提出し、許可を得ること。

(5) 校舎を大切にし、いつも清潔で気持ちよく学習できる環境を作ること。

(6) 友人との交際は互いの人格を尊重し、良識を持って行うこと。

3　校外生活について

(1) 常に根室高等学校生徒であることを自覚し、その誇りを傷つけぬよう行動すること。

(2) 22 時までには必ず帰宅すること（条例により、22 時以降の外出は深夜徘徊として補導対象となります）。また、無断外泊は禁止する。

(3) 高校生として禁止されている場所（風俗店、スナック、バーのような主に酒類を提供する飲食店等）への出入りはしないこと。

(4) アルバイトをする場合は所定の手続きを取り、学校の許可を得ること。ただし考査期間中及び考査 1 週間前は禁止す

る（特別な理由がある場合は、担任に申し出ること）。

4　交通安全について

（1）常に交通規則を遵守するとともに、慎重に行動し交通事故防止に努めること。

（2）自転車の二人乗りや並列走行、信号無視は絶対にしないこと。また、携帯電話（通話・メール等）やイヤホンを使用しながらの歩行や自転車の運転をしないこと。

（3）自転車通学は、傷害保険に加入するとともに、学校に届を提出し、本校指定のステッカーを自転車に貼付すること。

（4）自転車通学は学校の定めた期間を守ること。

（5）保護者以外の人が運転する車には同乗しないこと。

5　携帯電話・スマートフォン等の利用について

（1）携帯電話・スマートフォン等については、マナーやルールを守って使用すること。

（2）授業中は携帯電話・スマートフォン等の電源を切ること。授業中に携帯電話・スマートフォンが鳴ったり使用したりした場合は一時預かりとし、担任を通じて返却する。

（3）インターネット上に個人が特定されるような（主に、個人・学校名、住所等）書き込みおよび誹謗中傷に該当する書き込みはしないこと。

（4）インターネット上に安易に画像を載せたり、無断転載したりしないこと。

アルバイトに関する規則

〔目的〕

第１条　この規則は、アルバイトをすることにより学校生活や生活習慣が乱れ、学業が疎かになることがないよう、以下のように規定するものである。

〔アルバイト許可の条件と承認〕

第2条　アルバイト許可の条件と承認については、次のとおりとする。

１　期間は4月から3月までの１年間とし、下記の条件を満たすものに限る。ただし、１年次生のアルバイト開始時期は夏季休業以降とする。

（１）学業不振でない者

（2）出席（遅刻・早退）状況が良好な者

（3）頭髪・服装や学校生活などに問題がない者

（4）特別指導を受けていない者

2　労働時間は原則として20時までとする。ただし、特別な理由がある場合は22時までに帰宅することを条件に審議のうえ承認する。

3　学校生活に支障をきたす労働でないこと。

4　次に該当する職種・業務は認めない。

・各種遊技場（パチンコ、ゲームセンター等）

・主に酒類を扱う飲食店（スナック、パブ等）

・乗用車やオートバイを使用する業務

・重労働や危険を伴う業務

・法律に差し障りのある、またはその恐れがある業務（風俗、犯罪に関わることなど）

上記の条件を満たす者は、校長に承認され、アルバイトへの就労を許可される。

〔許可までの流れ〕

第3条　許可までの流れについては、次のとおりとする。

１　アルバイト希望者説明会

2　アルバイト許可願提出

3　学年年次審査、生徒指導部審査

4　校長承認

5　アルバイト届提出

6　学年年次審査、生徒指導部審査

7　校長承認

〔許可の取り消し〕

第4条　アルバイトの許可の取り消しについては、次のとおりとする。

１　次の項目のいずれかに該当した場合、アルバイトの許可を取り消す場合がある。ただし、特別な事情がある場合は別途審議する。

2　成績会議において評価「CCC」を有した場合

3　欠席時数がその時点における授業時数の20%を超えた場合

4　「遅刻」「早退」「欠席」のいずれかの累積回数が１0回に達した場合

5　学業に支障をきたしていると判断される場合
6　アルバイト規則のいずれかに違反した場合
7　特別指導を受けた場合

〔留意事項〕
第5条　アルバイトに関する留意事項は、次のとおりとする。
1　考査期間並びにその1週間前の期間はアルバイトをすることができない。
2　欠席、早退した場合、その日のアルバイトをすることはできない。
3　学級閉鎖や臨時休業の場合、通常の授業時間内でアルバイトをすることはできない。
4　無許可、無届けでアルバイトをした場合及び時間や期間を守らなかった場合は、特別指導の対象とする。
5　許可の取り消しがあった場合、原則としてその年度内はアルバイトをすることはできない。ただし、解除の条件を満たした場合や、特別な事情がある場合はこの限りではない。
（1）成績不振の場合は、次の成績会議で評価「CCC」が解消された時点で解除
（2）欠席時数超過の場合は、20%未満まで解消された時点で解除
6　同じ場所でアルバイトを続ける際においても年度をまたぐ場合は年度始めに再度許可申請を行う。
7　短期アルバイトについてもその都度許可申請を行う。
8　その他審議が必要な場合は、別途審議する。